

青森県報

第二千二百十四号

平成十五年
八月十八日
(月曜日)

目 次

告 示

騒音規制地域の指定、騒音規制基準の設定等の一部改正	…	(環境政策課)	…	一
クリーニング業法によるクリーニング師の研修及び業務従事者講習の指定	…	(薬務衛生課)	…	七
漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正	…	(団体経営改善課)	…	七
道路の区域の変更	…	(道路課)	…	八
道路の供用の開始	…	(同)	…	八
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	…	(文化・スポーツ振興課)	…	九
平成十六年度刊行青森県史製作業務委託に係る一般競争入札	…	(同)	…	九
採石業務管理者試験の施行	…	(河川砂防課)	…	二

告 示

青森県告示第五百二十七号

昭和四十七年三月二日青森県告示第百六十九号(騒音規制地域の指定、騒音規制基準の設定等)の一部を次のように改正する。

平成十五年八月十八日

別紙一及び別紙二を次のように改める。

青森県知事 三 村 申 吾

青森市騒音規制地域図



除外

凡 例			
表示	特定工場等に係る区域区分	特定建設作業に係る区域区分	自動車騒音に係る区域区分
①	第1種区域	特定建設作業騒音に係る基準別表第1号の区域	a 区域
②	第2種区域		b 区域
③	第3種区域		c 区域
④	第4種区域		
⑤	第5種区域		

1000 1500 2000 3000m

弘前市騒音規制地域図



凡		例	
表示	特定工場等に 係る区域区分	特定建設作業に 係る区域区分	自動車騒音に 係る区域区分
①	第1種区域	特定建設作業 業種別に係 る基準別表 第1号の区域	a 区 域
②	第2種区域		b 区 域
③	第3種区域		c 区 域
④	第4種区域		
⑤	第4種区域		

弘南鉄道

弘南鉄道

弘前公園市役所

弘前大橋

除外

除外

金属団地

小沢団地

至青森

0 500m 1000m

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にこの告示の施行により改正前の騒音規制地域の指定、騒音規制基準の設定等第二号の規定よりも厳しい改正後の騒音規制地域の指定、騒音規制基準の設定等第二号の規定（以下「改正後の騒音の規制基準」という。）が適用されることとなる地域内に設置されている特定工場等（特定施設設置の工事をしている工場又は事業場を含む。以下同じ。）に係る騒音の規制基準については、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六月を経過した日の前日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現にこの告示の施行により新たに改正後の騒音の規制基準が適用されることとなる地域内に設置されている特定工場等については、施行日から起算して六月を経過した日の前日までの間は、改正後の騒音の規制基準は、適用しない。

青森県告示第五百二十八号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修（以下「研修」という。）及び同法第八条の三の規定による業務従事者に対する講習（以下「講習」という。）を次のとおり指定したので告示する。

平成十五年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 主催者の住所及び名称
東京都港区新橋六丁目八の二
財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 二 開催日時及び場所
1 研修

日 時	場 所
平成十五年八月二十四日（日） 午後一時から午後五時まで	十和田市西二番町四の二 十和田商工会議所

- 2 講習

平成十五年九月十四日（日） 午後一時から午後五時まで	むつ市金谷一丁目一〇の一 下北文化会館
平成十五年九月二十一日（日） 午後一時から午後五時まで	八戸市大字沢里字古宮二六の一 ウエルサンピア八戸
平成十五年十月五日（日） 午後一時から午後五時まで	青森市松原一丁目六の一五 青森市中央市民センター

- 2 講習

平成十五年八月二十四日（日） 午後一時から午後五時まで	十和田市西二番町四の二 十和田商工会議所
平成十五年九月十四日（日） 午後一時から午後五時まで	むつ市金谷一丁目一〇の一 下北文化会館
平成十五年九月二十一日（日） 午後一時から午後五時まで	八戸市大字沢里字古宮二六の一 ウエルサンピア八戸

三 受講対象者

1 研修

県内に所在するクリーニング所の業務に従事するクリーニング師

2 講習

県内に所在するクリーニング所の業務に従事する者

四 受講申込書の提出先

青森市堤町二丁目一の一

財団法人青森県生活衛生営業指導センター

五 受講料

1 研修受講料 五千円

2 講習受講料 四千五百円

青森県告示第五百二十九号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成十五年八月十八日

二の表石持区域の項の次に次のように加える。

関根浜区域 関根浜漁業協同組合の地		
1	さけ・ます定置漁業	
2	小型定置漁業	
3	底建網漁業	

三の表関根浜区域の項を削除する。

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第五百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年九月十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線 名	変 更 の 区 間			変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県 道	松野木姥泡 線	五所川原市大字松野木字松本二二七から 五所川原市大字松野木字松本二二五まで			前	二四・二〇〇メートルから	八〇・〇〇メートル	
						後	二四・二〇〇メートルまで		
						前	一五・〇〇メートルから		
						後	一四・二〇〇メートルまで		
						前	一〇・二〇〇メートルから		
						後	一〇・二〇〇メートルまで		
2	県 道	弘前岳鱒ヶ 沢線	西津軽郡鱒ヶ沢町大字浜横沢町字金沢四八の八から 西津軽郡鱒ヶ沢町大字浜横沢町字野宮二一の七まで 西津軽郡鱒ヶ沢町大字浜横沢町字野宮一〇三から 西津軽郡鱒ヶ沢町大字浜横沢町字野宮一〇二まで			前	一三・七五〇メートルから	一一三・〇〇メートル	
						後	一〇・三〇〇メートルまで		
						前	一三・七五〇メートルから		
						後	一〇・三〇〇メートルまで		
						前	二七・七〇〇メートルから		
						後	二七・七〇〇メートルまで		

青森県告示第五百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年九月十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始日
県道 松野木姥泡線	五所川原市大字松野木字松本二二七から 五所川原市大字松野木字松本二二五まで	平成一五・八二五

公

告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日
平成十五年八月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あんしん相続を進める会
代表者の氏名
古玉 農二

四 主たる事務所の所在地

八戸市小中野三丁目一の一〇

五 定款に記載された目的

この法人は、八戸市を中心とする地域住民に対して、相続に関する知識の普及、啓蒙に関する事業を行い、精神的、経済的に円滑な世代間の資産移転の実現を通じて社会の利益に寄与することを目的とする。

平成十六年度刊行青森県史製作業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十五年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次の1から3に掲げる業務の委託

1 平成十六年度刊行『青森県史 資料編 考古3（弥生～古代）』

2 平成十六年度刊行『青森県史 資料編 中世2 安藤氏他諸家史料』

3 平成十六年度刊行『青森県史 資料編 近現代4 昭和恐慌から北の要塞へ』

二 業務内容 入札説明書による。

三 履行期限 平成十七年三月三十一日

四 納入場所 青森市長島一丁目の一
青森県環境生活部文化・スポーツ振興課分室（県史編さん室）

五 入札方法

一の1から3に掲げる件名ごとにそれぞれ入札に付する。

六 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十三年七月九日青森県告示第四百二十一号（物品等の競争入札参加資格）、平成十四年一月九日青森県告示第七号（物品等の競争入札参加資格）、平成十四年二月一日青森県告示第四十三号（物品等の競争入札参加資格）又は平成十五年一月三十一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により一般印刷の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

七 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所及び入札説明書の交付の場所

青森市長島一丁目の一

青森県環境生活部文化・スポーツ振興課分室（県史編さん室）

電話 〇一七 七三四 九二四〇

2 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県環境生活部文化・スポーツ振興課分室（県史編さん室）

電話 〇一七 七三四 九二四〇

3 入札書の提出期限

平成十五年九月二十九日 午後四時四十五分

4 入札説明会の場所及び日時

(一) 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟五階 A会議室

(二) 日時

平成十五年九月二日 午前十時

5 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市長島一丁目の一
青森県庁舎 北棟五階 A会議室

(二) 日時

平成十五年九月三十日

時間は、入札説明書による。

八 入札保証金及び契約保証金に関する事項

1 入札保証金

免除する。

2 契約保証金

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第五百九十九条の規定による。

九 保証人

契約を締結するときは、契約者をして、その者と同等以上の資格及び能力を有すると認められる保証人を立てさせるものとする。

十 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十一 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

入札への参加を希望する者は、制作工程及び工場等に関する調査を入札書の提出期限までに青森県環境生活部文化・スポーツ振興課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該調査の内容に関する説明を求められた場合、これに応じなければならない。

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違

反した入札は、無効とする。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載するもの。

SUMMARY:

1 Service to be required:

(1) Production Affairs Commission for The Historical Materials of Aomori Prefecture, Archaeology vol.3 published in the 2004 fiscal year

(2) Production Affairs Commission for The Historical Materials of Aomori Prefecture, Middle Ages vol.2 published in the 2004 fiscal year, regarding the Ando and Others family and People

(3) Production Affairs Commission for The Historical Materials of Aomori Prefecture, Modern Times vol.4 published in the 2004 fiscal year, regarding Showa Panic, and Northern Fortress

2 Delivery period:

By March 31,2005

3 Time limit for tender:

4:45 P.M. September 29,2003

4 Contact point for the notice:

Management Section
Culture and Sports Promotion Division Annex (Prefectural History Compiling Office)

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima Aomori City, Aomori, 030-8570

JAPAN

TEL. 017-734-9240

採石業務管理者試験の施行

平成十五年度採石業務管理者試験を次のとおり施行するので、採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）第八条の七の規定により公告する。

平成十五年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成十五年十月十日（金）午前十時から正午まで

2 場所 青森市安方一丁目一の四〇

青森県観光物産館「アスパム」五階 会議室「あすなろ」

二 試験科目等

試験は、次に掲げる科目について筆記により行う。

1 岩石の採取に関する法令（環境保全関係法令を含む。）

2 岩石の採取に関する技術的な事項

三 受験願書の受付期間

平成十五年九月二日（火）から同月二十四日（水）まで（郵送の場合は、同月二

十四日付けの消印のあるものまで有効とする。）

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目一の一

青森県土整備部河川砂防課

五 提出書類

1 受験願書 一通

2 履歴書 一通

3 写真 一枚（写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影し

た正面上半身像とし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

六 受験手数料

八千円（青森県収入証紙により、受験願書提出時に添付して納入する。消印して

はならない。）

七 その他

受験願書及び履歴書の用紙は、青森県土整備部河川砂防課で配布する。（郵送

を希望する場合は、返送先を明記した返信用封筒に、八十円分の切手を貼り付けたものを同封すること。）

受験者には、青森県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭